

## 米州人権保障システムとフジモリ政権 －ペルー恩赦法への判決を中心に－

El sistema de protección de derechos humanos de Organización de los Estados Americanos y el gobierno de Fujimori

内田みどり  
UCHIDA Midori

2003年10月10日受理

El gobierno de Fujimori,fue uno de más notorio en la Comisión y la Corte Interamericana de Derechos Humanos porque ha violado derechos humanos muchas veces.Por ejemplo,el pretendido retiro de competencia contenciosa de la Corte Interamericana,en que estaban procesando varios casos pendientes que incomodaban al gobierno,como los casos de Baruch Ivcher y el Tribunal Constitucional.Tambien el Congreso peruano sancionó dos leyes de amnistía que fue promulgada inmediata por Fujimori,para otorgar una impunidad a agentes del Estado quienes responsables del grave violaciones de los derechos humanos como en el caso de Barrios Altos.La Corte Interamericana emitió un fallo en que sentenció ley de amnistía fue incompatible con la Convención de Interamericana de Derechos Humanos por primera vez.

### はじめに：米州の人権保障システム

ラテンアメリカに関心を持つものなら、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による日本人拉致問題で強く主張されるようになった「拉致はテロ」という言葉を聴くたびに、ラテンアメリカで軍部あるいは準軍事組織が行ってきた、ないし、今も続く、政治的迫害・暗殺の暗い歴史を思い浮かべるだろう。とくに1970年代から80年代にかけて軍事政権下のチリ・アルゼンチン・ウルグアイなどの国で起きた数多くの拷問・超法規的処刑・強制失踪事件は<sup>1</sup>、国際社会でひときわ大きな関心をあつめ、再発防止の切なる願いが拷問等禁止条約や強制失踪禁止条約の成立にむけての大きな原動力となったといえよう。

一方で国際社会は、とりわけ第二次大戦後、地域ベースの人権保障システムを発展させてきた。西半球には、1948年の米州機構憲章に基づいて設置された米州機構を基盤として、1948年5月8日に採択された米州人権宣言と1978年7月18日発効の米州人権条約があり、この条約の履行に関する管轄権を有する機関として米州人権委員会と米州人権裁判所がある。条約批准国の個人やNGOは、ラテンアメリカにおける人権侵害で国内的救済の手段が尽くされたもの（いいかえれば当事国内の法制度ではもはや被害を救済できないもの）を米州人権委員会へ請願することができる（米州人権条約44条）。人権裁判所への提訴・勧告的意見の申請は管轄権の受諾宣言を行っている締約

国と人権委員会にのみ認められていたが、2001年6月1日からは個人も争訟手続きに直接参加できるようになった（裁判所規則23条）<sup>2</sup>。なお、米州機構はアメリカ合衆国が冷戦期に米州を裏庭化する意図で作られた地域機構という側面をもつが、常に合衆国のいいなりになってきたわけではないし、米州人権保障システムにかんしていえば、アメリカ合衆国の関与はきわめて限定的である。かの国は米州人権宣言採択時、宣言に拘束力を持たせようという提案には賛成票を投じなかつたし<sup>3</sup>、米州人権条約も批准していない<sup>4</sup>。したがって、米州の人権保障システムはアメリカ合衆国が米州諸国に圧力をかける道具に使われているわけではない。

筆者は、南部諸国の軍事政権下における人権侵害問題を研究する過程で、国家が自ら行った人権侵害、国家テロについて訴追を免除し、責任者を免責して真相究明を困難にするだけなく、しばしば国家テロの被害者の側をすべてテロリスト扱いして彼らの名誉を貶める結果をもたらしてきた恩赦法が、国際人権法の観点からみていかに違法であり、人権を踏みにじるものであるかということについて関心をよせてきた<sup>5</sup>。本稿では、恩赦法を米州人権裁判所がはじめて真正面から取り上げて判決を下した事件である、ペルー・フジモリ政権下でおきたバリオス・アルトス事件に焦点をあて、ラテンアメリカにおける恩赦法の問題性を明らかにすると同時に、フジモリ政権における人権侵害問題を考える一助としたい。

## フジモリ政権と米州人権保障システム

恩赦法の問題に入る前に、ペルーが果たすべき国際法上の義務について簡単に紹介する。ペルーは米州人権条約を1981年1月21日に批准、同日、米州人権委員会と人権裁判所の管轄権を受諾した。また米州強制失踪禁止条約（1996年3月28日発効）を2002年2月13日に批准<sup>6</sup>。補完性の原則に基づき普遍的管轄権を設定した条約である拷問等禁止条約は1988年7月7日に批准している<sup>7</sup>。ちなみに拷問等禁止条約を日本が批准し、効力が発生したのは1999年7月29日である<sup>8</sup>。

米州の人権保障システムの歴史において、南部諸国の軍事政権とならんでもっとも悪名高い政権はフジモリ政権ではないか、ということは不幸にして日本ではあまり知られていない。フジモリ元大統領の引渡しを求めて国際キャンペーンを展開している、ペルーの60以上の人権擁護団体がつくる全国人権団体連

合会(CNDDHH)がまとめたところでは、1990年から2000年までに米州人権委員会へ出された請願の件数は215件を数える。バリオス・アルトス事件がおきた1991年には、米州人権委員会が受理した訴えの50%近くがペルーに関するものであったという。米州人権裁判所へ委ねられた事件は9件<sup>9</sup>。このうち、米州人権委員会第11319号への判決(Serie C No.52)は、カステイヨ・ペトルッチその他合計4人のチリ人トゥパクアマルー革命運動(MRTA)メンバーにたいする覆面法廷の裁判管轄権を認めず、裁判費用の弁済と再審を命じたものである<sup>10</sup>が、ペルーはこれを口実に1999年7月8日付国会決議27152号で米州人権裁判所の争訟管轄権から離脱することを決定し、7月9日には米州機構の事務総長に管轄権承認を取り下げる旨の法律文書を寄託した<sup>11</sup>。有名な、米州人権裁判所管轄権離脱事件である。大串和雄はこの問題について、「フジモリ政権は国内向けに、米州人権裁判所の判決はペルーの

テロ撲滅の成果を台無しにするものであるのでテロリストの釈放には応じられないこと、もしこれを認めれば数千人に及ぶテロリストの囚人がみな同じようにして釈放を要求することなどを主張した」が、実際には米州人権委員会規程第35条により国内的救済が尽くされてから6ヶ月以内に訴えでなければならぬのだから、フジモリ政権がいうように同様の請願—裁判が数千件も同起こるという主張には根拠はないと指摘、裁判管轄権の離脱は、米州裁判所に付託されていたイブチエル事件（米州人権委員会第11762号事件。Ivchel Bronstein case）事件と憲法裁判所判事罷免事件（米州人権委員会第11760号事件。Aguirre Roca, Rey Terry, and Revoredo Marsano vs. Peru）で不利な判決が出ることを恐れたためであるとする<sup>12</sup>。

イブチエル事件とは、イスラエル出身で1984年にイスラエル国籍を喪失してペルーに帰化したバルチ・イブチエル（Baruch Ivcher）が筆頭株主（1992年に53.95%保有）だったTV局チャンネル2が、1997年4月に情報機関による拷問事件を報道したのち、書類の不備によってイスラエル国籍を喪失した証拠がない、という理由でペルー国籍を剥奪された事件である。ペルーでは通信法の規定でテレビ局経営者はペルー国籍でなければならない。イブチエルは公法特別法廷の暫定判事によって筆頭株主の資格を停止され、法廷の命令で会社の特別株主総会は新しい経営陣を選出、会社は親フジモリの第二位株主（ワインテル兄弟。92年に46%保有）の手に渡った。さらに法廷は、件の番組を制作したジャーナリストのテレビ局への立ち入りを禁じた。イブチエルの請願を受け、米州人権委員会はこの事件を受理、和解勧告にペルー政府が応じなかつたた

め米州人権裁判所に提訴した<sup>13</sup>。一方、憲法裁判所判事罷免事件というのは次のようなものである。1992年に自己クーデタによって議会と憲法裁判所を解散し、1993年に大統領再選を一回に限り認める（第112条）新憲法を制定したフジモリは、1995年に再選を果たした後、1996年に第112条规定をめぐり「大統領の再選規定は現行憲法発効後の任期についてのみ適用する」（=こう解釈すれば1995年からの任期は1期目になり、2000年に再選されることが可能になる）とする法律26657号（解釈法）を制定した。この法律が憲法第112条を踏みにじっているとしてリマ法律家協会が憲法裁判所に提訴。1996年6月に新たにスタートした定数7名の憲法裁判所の5人の判事が解釈法は違憲であると判断しようとすると、彼らにさまざまな圧力・脅迫が加えられ、結局1997年1月16日、4人の判事が棄権、3人が、解釈法はフジモリ大統領には適用できない（=フジモリは2000年に立候補できない）と判断した。すると国会は、1997年5月29日にこの3人の判事を「憲法違反」のひどで罷免してしまったのである<sup>14</sup>。

米州人権裁判所の権限の範囲を判断するのは、米州人権裁判所自身であり、裁判所は1997年9月24日、2つの事件の管轄権をめぐる判決で次のような判断を示した。まず、管轄権を受諾している当事国に対しては、米州人権条約第62条第3項の規程により裁判所の管轄権は、裁判所に付託されたこの条約の諸条項の解釈及び適用に関するすべての事件に及ぶ。またウイーン条約法条約第31条第1項（解釈に関する一般的な規則）は、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする」と定める。米州人権条約に管

管轄離脱に関する明文規定はないし、ペルーが管轄権を受諾したときの文書にも離脱についての文言はない。ゆえに、もしペルーが管轄権を離脱したければ、米州人権条約第78条第1項「締約国は、効力発生の日から5年間を経過した後、1年の予告をもってこの条約を廃棄することができる」を用いて、条約全体から脱退するしかない。次に裁判所は、米州人権条約の効力と留保に関する勧告的意見OC-2/82(1982年9月24日)、ジェノサイド条約の留保に関する国際司法裁判所の勧告的意見(1951年)、欧州人権裁判所のオーストリア対イタリー事件(1961年)にふれ、米州人権条約をはじめとする国際的な人権条約の目的はその人間の国籍にかかわりなく自国及びすべての締約国に対して個々の人間の基本的人権を守るという客観的な目的をもっており、条約遵守の義務は相互主義に基づく主観的なものではないことを指摘。さらに、欧州人権裁判所アイルランド対英国事件(1978年)で、条約の客観的目的は集合的に実施されてこそ実現できること、同ゾーリング対英国事件(1989年)で、欧州人権条約の解釈は、人権及び基本的自由の集合的実施のための条約であるという特別な性格に考慮を払わねばならないこと、したがってその条項は実効的で効果的な保護となるように解釈され適用されねばならない、とされていることを指摘する。

次に、裁判管轄権の選択条項の問題については、人権条約の性質から国際司法裁判所規程第36条第2項からの類推はできないこと、人権侵害の国際的解決である裁判所への付託は、国際司法裁判所に提訴される国家間訴訟での平和的解決とは性質を異にするがゆえ、国家は国家間訴訟でもっているような自由裁量の余地をもたないことを指摘する。また、米州

人権条約の管轄権を受諾すれば条約全体に拘束されること、条約法規約第41条第1項(多数国間の条約を一部の当事国の間においてのみ修正する合意)は、逸脱を認めれば条約全体の趣旨及び目的の効果的な実現と両立しない規程についての修正は認めていないから、米州人権条約から一部だけ選択して廃棄できるものではないことを指摘。ウイーン条約法規約第56条第1項に基づき、一部だけ選択して条約を廃棄する規定がないときは条約の性質から判断することとし、裁判所は一部のみの離脱を認めないこと、議論を展開する仮説として、万一離脱を認めるにせよ、離脱は直ちに効力を生ずるのではなく、12ヶ月前までに通告が必要である(条約法規約第56条第2項)とした。よって、ペルーの裁判管轄権離脱の申し立ては受理できず、各事件の審理は続行される、と裁判所は判断したのである<sup>15</sup>。

このような経緯があるので、2001年に米州人権裁判所を訪れた国際人権法研究者の芹田健太郎によれば、「委員会でも、裁判所でも、政権の終わりには強権的体質を顕わにしていたペルーのフジモリ政権が退いたことがよい影響として語られた<sup>16</sup>」というのも無理からぬことであろう。

### ペルー恩赦法にかんする米州人権裁判所判決：バリオス・アルトス事件

1991年11月3日におきたバリオス・アルトス事件は、1992年7月18日におきたラ・カントゥタ事件<sup>17</sup>と並んで、ペルー最高裁判所予審判事が逮捕命令を発令したことに基づいて2003年7月31日に日本政府に手渡されたフジモリ元大統領の身柄引渡請求を構成する事件であり、その意味で日本とも無関係ではない。そしてこの事件の判決で、人権委員会が西半

球を悩ませてきた病理と陳述した「恩赦法」について、初めて正面から条約違反の裁定が下ったのである。

米州人権裁判所判決によれば、事件の概要是次のようなものである<sup>18</sup>。事件発生当日の午後11時30分頃、リマ市のバリオス・アルトス地区の事件現場では建物修繕の費用を集めるパーティ（ポリヤード）が開かれていた。覆面をし、重装備の犯人は6人で、警察のランプとサイレンを装備した2台のジープで乗りつけ、現場につくとサイレンとランプを消してこの建物に押し入り、犠牲者たちに床に伏せるよう要求すると、無差別に銃を乱射し、わずか2分間で15名を殺害、4人に重傷を負わせ、再びサイレンを鳴らして逃走した。生存者は犯人がサイレンサーを使っていたと証言している。現場には短機関銃の111個の薬莢と、同口径の33個の弾丸が残されていた。

この大量虐殺事件に対し、ペルー国内での司法的救済＝訴追、賠償の道がどのようにして閉ざされたかをふりかえってみよう。

ラテンアメリカでは、国家によって行われた人権侵害事件で、しばしば、恩赦法を制定して訴追を免除することのほか、軍事法廷の裁判管轄を認め、そこで無罪にしてしまうとか、有罪にしても著しく量刑を軽くするといった方法がとられてきた<sup>19</sup>。ペルーにおいても、フジモリ政権成立以前から、軍事法廷は軍人が関わる事件にはほぼすべて管轄権を有するなど、広い裁判管轄権をもっていた<sup>20</sup>。フジモリ政権下の1992年には、複数の行政命令（Decretos Leyes）によって文民を軍事法廷で裁くことが可能になり<sup>21</sup>、これはフジモリの自己クーデタの後に制定された1993年憲法173条にも踏襲され、反逆罪とテロリズムの場合には民間人も軍事法廷で裁かされることになった。

一国内の軍事法廷とは本来、軍規違反を懲戒することに特化した組織である<sup>22</sup>。こうした軍事法廷の管轄権拡大は人権擁護上大きな問題点を持つ。2000年に出された米州人権委員会のペルー国別報告書も指摘するように、まず、軍事法廷は本来司法ではなく行政府の下にあり、判事は現役の軍人である（報告書第2章211paragraph）。ゆえに（軍隊の階級制度に組み込まれているのであるから）、命令系統から独立した調査はできないし（同210para.）、軍人を裁くのにあたって独立性・中立性が保障されない（同209para）ので、免責の温床になるのである。人権侵害事件は一般刑事法廷で裁くべきである（同214para）。一方、反逆・テロリストの罪に問われた文民を軍事法廷で裁くということは、反騒乱作戦に従事する集団自体が叛徒とされたものを裁くことになるので、裁判の中立性に問題がある（同172para.）。報告書は、文民を軍事法廷で裁くことを禁じた国際法はないが、軍事法廷の管轄権は抑制されるべきであるということには国際的な合意があると指摘（同152para）、さらに国際連合の司法権の独立に関する基本原則は一般法廷から軍事法廷へ管轄権を移すことは司法の独立性を破壊すると示唆している、と述べる（同154para）。バリオス・アルトス事件では軍事法廷に管轄権を認めるだけでなく、後述する2つの恩赦法も公布されて、司法的救済・真相究明の道が閉ざされた。

再び米州人権裁判所判決の事実関係にかんする箇所から引用しよう。司法当局の捜査と新聞報道によって、バリオス・アルトス事件にはコリーナ・グループの名称で知られ、独自の反テロ作戦を遂行する軍情報機関がかかわっていることが明らかになったとされる。複数の筋からの情報によれば、現場では以前

(1989年1月から)、センデロ・ルミノソが集会を開いており、この事件はその年の6月に現場から250メートルの所でセンデロ・ルミノソがおこした襲撃事件への報復だったという。11月15日、上院で事件の調査委員会設置が決まったが、フジモリの自己クーデタによって、1992年4月5日には議会が解散されてしまった。一方、司法当局は1995年4月になってやっと調査を開始し、リマ地裁のサキクライ判事が5人の軍人を告発するが、被疑者は軍事法廷の管轄権を主張して召喚に応じず、軍法最高裁判所は収監中のコリーナ・グループのメンバーと三軍統括司令部議長から判事が証言を得ることを、平行して軍事法廷で審理が進んでいることを理由に拒否し、最高裁に軍事法廷の裁判管轄権を認めるよう訴えた。さらに管轄権についての最高裁判判断が出る前に、1995年6月14日にペルー議会は法令26479号（恩赦法）を通過させ、大統領が即座にこれを発布、翌日発効した。これは1980年5月から1995年6月14日までの権利侵害に係わる告発、捜査、起訴、公判、有罪判決をうけた軍人、警察官、文民について恩赦を与えるというものである。これによって、ラ・カントウタ事件の犯人でバリオス・アルトス事件の被疑者であったものも釈放された。サキクライ判事はこの恩赦法は違憲であるので当該事件へ適用しないとしたが、被疑者はリマ高等裁判所へ控訴。さらに、高裁判決が出る前に、議会はさきの恩赦法の解釈をめぐる法令26492号を発布する。この第3条は、司法府に恩赦法の適用を義務づけ、恩赦法が対象とする期間に反テロ戦闘中に生じた一切の行為について捜査、刑事訴追の対象としないことを定める。この法令によって、司法は恩赦法の合法性や適用可能性を決定することができな

くなったのである。7月14日、リマ高裁は事件の訴訟手続を却下すべきであるとし、判決の中で、恩赦法は憲法とも国際人権諸条約とも矛盾しないと判断、さらに判事は議会を通過した法が適用できないとは判断しない、なぜならそれは三権分立に反するからだ（筆者注：チェックアンドバランスはどうなってしまうのだろう）、と述べ、逆にサキクライ判事を法解釈の誤りの廉で司法府の内部調査にかけるべきだとした。

以上の経緯をふまえて1995年6月30日、ペルー全国人権団体連合会は、ペルー政府が当該事件の責任者に恩赦を認めたことについて米州人権委員会に請願、委員会は8月28日に審理手続きを開始した（第11528号事件）。ほかにもいくつか別の団体から同一事件についての請願が出されたが、1997年2月12日にそれらはすべて本案に併合された。委員会は双方に和解を勧めたが、ペルー政府は国内的救済を尽くしていないことを理由に委員会に受理可能性がないと主張、委員会が2000年3月7日に採択した報告書第28/00号で行なった恩赦法廃止、犯人特定のための調査、被害者への損害賠償の勧告にも応じないばかりか、二つの恩赦法はテロリストの暴力に対抗する例外措置として取られたものと主張、さらにペルー憲法裁判所が恩赦法違憲の訴えには根拠がないと判断したが、犠牲者・遺族への賠償が行われていると回答した。このため、委員会は2000年5月10日に、本案を米州人権裁判所に告訴する決定を下した。ペルー政府は管轄権離脱の文書を寄託したことを根拠に裁判所に管轄権がないと主張したが、同年11月12日付け米州機構事務総長あて報告書で人権裁判所の判事は全員一致で、「イブチエル事件と憲法裁判所判事罷免事件の管轄権に関わる

判決でペルーの管轄権脱退は無効判決が出ているのでペルーの主張は受理できない。ペルーの態度は米州人権条約68条第1項（判決の効力）と*pacta sunt servanda*（合意は守らなければならない）に反している」と主張した。管轄権の問題は、ペルー議会が2000年11月にフジモリ大統領の罷免を決議、さらに2001年1月18日決議で管轄権復帰を承認し、23日に裁判所が設置されているコスタリカ駐在のペルー大使がこれを通知することで決着がついた。ペルーは事実関係については争わず、自ら恩赦法を刑事司法の障害とみなして裁判所の判断を求め、和解を受諾した。人権委員会はペルー政府にたいし、この半球の悪のひとつである免責とたたかい、国際人権法を前進させる歴史的チャンスを与えてくれたことに謝意を表した。

2001年3月14日、米州人権裁判所は以下の判決を下した。ペルーは次の点で米州人権条約に違反した。  
①事件での死亡者に関して、第4条（生命の権利）違反、  
②生存者に関して第5条（人としての待遇を受ける権利）違反、  
③2つの恩赦法を公布したことで、犠牲者遺族に関し、第8条（公正な裁判を受ける権利）、第25条（司法的保護への権利）違反、  
④2つの恩赦法を公布したことと、第4条、第5条に違反したことで、第1条第1項（権利を尊重する義務）、第2条（国内法上の効果）違反。さらに、  
⑤恩赦法は米州人権条約と両立せず、無効。判決理由の中で裁判所は、すべての恩赦は拷問、超法規的処刑、強制失踪のような重大な人権侵害の責任者の捜査と处罚を妨げるので、国際人権条約に定めるデロゲートできない権利を蹂躪するので、米州人権条約とは両立しない、と指摘した<sup>23</sup>。

## むすびにかえて

バリオス・アルトス事件がなぜフジモリ元大統領にかかわってくるのか。それは、ペルー国会で、彼が作戦を知って許可していた、作戦部隊に免責を与える約束をしていた、という証言がなされているためである。ゆえに彼にはペルー刑法第23条(主犯・間接主犯及び共同正犯)、第108条（特別殺人、殺人）、第121条（重度障害）、第323条（他人の自由を奪い失踪の結果をもたらすような行動を命令もししくは実行した公務員は、15年以上の自由刑及び資格剥奪に処す）の嫌疑がかけられている<sup>24</sup>。

フジモリ元大統領はほんとうに軍情報局による強襲を計画・指揮したのか、それともそうでないのか。事件を知りうる立場にありながら阻止しなかったか。嘘をついているのはどちらか。それらの疑問は裁判で明らかにされればよいことであり、ここでは立ち入らない。フジモリ政権下での司法権への侵害問題にも、反テロリズム法の問題点にもここでは言及しない。米州人権委員会の報告書やそのほかの国際人権擁護機関でフジモリ政権の人権侵害についてどのような報告がなされているかにも立ち入らない。

明らかなのはフジモリ政権下のペルーで、虐殺事件の犯人特定と处罚を妨げる恩赦法が制定され、それが米州人権裁判所によって米州人権条約に違反すると判断されたことである。そして、国家の犯罪は自己免責されてはならないということである。ペルーではセンデロ・ルミノソのテロリズムが吹き荒れ、多くの人々がその犠牲になったことは承知している。だが、テロ撲滅に多少の犠牲はやむをえない、と主張したい人々は、自分自身や自分に近しい人々がテロを撲滅するカウンター

テロ、国家テロの犠牲になることも覚悟すべきであろう。バリオス・アルトス事件で頭を打ち抜かれた8歳の少年のように。彼を抱いた母親のように。世界中で無差別テロがおきている今日では他人事ではない。テロリストがいかに残酷で非人道的であっても、国家の側が同じようにテロルでこたえることは、民主主義を維持する最低条件である法の支配をほりくずすものである<sup>25</sup>。

フジモリ元大統領については、テロを撲滅した大統領だというイメージからペルー国内でも支持が復活しつつあるということを承知している。だが有権者の支持があったとしても、恩赦法の正当性を担保するものにはならない。ウルグアイの恩赦法についての判断で、米州人権委員会は、国民投票で恩赦法が承認されたとしても、それが米州人権条約と両立するかどうかの判断は委員会の管轄であると述べている<sup>26</sup>。ウルグアイ、アルゼンチンの恩赦法について委員会が裁定を下したのは1992年である。フジモリ政権下の恩赦法制定以前のことである。恩赦法が米州人権条約と相容れないことは十分、予測可能であった。フジモリ元大統領は重大な人権侵害について、少なくとも次の点でその「政治判断」を問われるだろう。国際人権法に違反すると知りうる状況にありながら、犯人を免責する法律を制定したことについて。そして、米州人権裁判所の管轄権離脱を主張することで、国外での司法的救済の道を閉ざそうとしたことについて。

## 註

- (1) アルゼンチンでは14人の日系人が強制失踪させられている。「外務省黙殺！もうひとつの拉致事件」『Yomiuri Weekly』2002年11月17日号。
- (2) 米州人権委員会と米州人権裁判所の設立経緯、活動の意義と限界については、阿部浩巳「米州人権保障体制の発展と課題」『人権の国際化』現代人文社、1998年。裁判所の規則改正については芹田健太郎「米州人権裁判所手続きへの個人の参加」『ジュリスト』第1205号（2001年7月15日）104—107頁、新しい裁判所手続き規則は2001年5月1日に発効し、個人の直接参加を認めた規則は2001年6月1日から効力を発生する。
- (3) 阿部『人権の国際化』32頁。
- (4) 米州人権条約の署名・批准状況については <http://www.cidh.org/Basicos/basic4.htm> を参照されたい。2003年10月1日アクセス。
- (5) 拙稿「不処罰に抗して——南米南部諸国・人権侵害免責法とのたたかい」『法学新報』（中央大学）第110巻3・4号、2003年8月30日。
- (6) <http://www.cidh.org/Basicos/basic12.htm> 参照。2003年10月1日アクセス。
- (7) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gomon/ichiran.html>、2003年1月10日アクセス。
- (8) ピノчет引渡事件で英国の貴族院判決は、双罰性の原則から英国とスペインで当該行為が犯罪を構成する要件を満たしたのちに実行された拷問事件についてのみスペインの引渡請求を認めた。本稿脱稿時点（2003年10月10日）では、ペルー政府から拷問事件についての被疑者引渡し要求はない。
- (9) <http://www.fujimoriextraditable.com.pe/present,comision,corte,1991.htm> の各項を参照。2003年10月2日アクセス。本HPは英語・スペイン語・日本語の3ヶ国語で開設されている。
- (10) <http://www.cidh.orgCasyillo Petruchi> ?
- (11) <http://www.fujimoriextraditable.com.pe/>、2003年10月8日アクセス。
- (12) 大串和雄「フジモリ政権は何を目指しているか」『そんりさ』54号、日本ラテンアメリカ協力ネットワーク1999年12月4日号。
- (13) 大串、同上。  
<http://fujimoriextraditable.com.pe/japanese/controlde-medios.htm>、2003年10月8日アクセス（フジモリのマスコミ統制）。ウインテル兄弟は、モンテシ

## 米州人権保障システムとフジモリ政権：ペルー恩赦法への判決を中心に

- ノス顧間に買収されチャンネル2の経営権を不正に取得したとされ、公金横領の罪で現在裁判中である。
- <http://fujimoriextraditable.com.pe/japanese/winter.htm>, 2003年10月8日アクセス。
- 米州人権裁判所、イブチエル事件の管轄権に関する判決（1999年9月24日付Serie C N0.54）。
- [http://www.corteide.or.cr/serie\\_c/Serie\\_c/54\\_esp.doc](http://www.corteide.or.cr/serie_c/Serie_c/54_esp.doc), 2003年10月8日アクセス。
- (14) <http://fujimoriextraditable.com.pe/japanese/intervencion.htm>, 同日アクセス。米州人権裁判所事件の、憲法裁判所判事罷免事件の管轄権に関する判決（1999年9月24日付Serie C N0.55）。
- [http://www.corteide.or.cr/serie\\_c/Serie\\_c/55\\_esp.doc](http://www.corteide.or.cr/serie_c/Serie_c/55_esp.doc), 2003年10月8日アクセス。
- (15) 米州人権裁判所、イブチエル事件の管轄権に関する判決。
- (16) 芹田健太郎「米州人権裁判所手続きへの個人の参加」105-106頁。
- (17) テロリストの温床になっているという理由で陸軍が構内に駐屯していた国立エンリケ・グスマン・イ・バジェ教育大学（通称ラ・カントウタ）から1992年コリーナ・グループが学生9人、教授1人を拉致、虐殺した事件。陸軍内部からの告発により最高軍事裁判所で有罪判決が下ったものの、恩赦法で受刑者全員が釈放された。
- <http://fujimoriextraditable.com.pe/japanese/cantuta.htm> 2003年10月2日アクセス。2003年9月、事件の遺族が来日し、法務省外務省を訪問してフジモリの引渡しを訴え、日弁連に人権救済申し立てを行なった。『東京新聞』2003年9月18日付。
- (18) 米州人権裁判所、バリオス・アルトス事件判決（2001年3月14日付Serie C No.75）。
- [http://www.corteide.or.cr/serie\\_c/Serie\\_c/75\\_esp.doc](http://www.corteide.or.cr/serie_c/Serie_c/75_esp.doc), 2003年9月29日アクセス。
- (19) なぜ軍事法廷が免責を招いてしまうか、を包括的に分析したものとして、Kai Ambos, *Impunidad y Derecho Penal Internacional*, AD-HOC S.R.L, segunda edición, 1999 (Argentina), pp.191-199.
- (20) *Ibid.*: pp.210-212.
- (21) Ivan Bazan Chcon, La Impunidad en Peru, en *Ibid.*, p.335.
- (22) 筒井若水編『国際法辞典』有斐閣, 1998年「軍事裁判」の項参照。
- (23) 緊急事態であっても守られなければならない人権について論じたものとして、寺谷広司『国際人権の逸脱不可能性——緊急事態が照らす

法・国家・個人』有斐閣, 2003年。

- (24) <http://www.fujimoriextraditable.com.pe/japanese/lacantutaybarriosaltos.htm>, 2003年10月2日アクセス。
- (25) 選挙と法の支配の不在が同時に存在するという、「疑義ある民主主義」についてはAdam Przeworski ed., *Sustainable Democracy*, Cambridge Univ. Press, 1995, 内山秀夫訳『サステナブル・デモクラシー』日本経済評論社、1999年。
- (26) Inter-American commission on Human Rights Report No.29/92,Cases 10029,10036,10145,10305,10372,10373,10374 and 10375-Uruguay-October 2 ed, 1992. 31paragraph. *Human Rights Law Journal*, Vol.13, No.9-10, 1992,p.343.